

香川県男女共同参画推進本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第45号

香川県男女共同参画推進本部規則の一部を改正する規則

香川県男女共同参画推進本部規則（昭和34年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部員は、部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに<u>水道局長、病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。</u></p> <p>(幹事)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 幹事は、県職員のうち、<u>別に定める職にある者を充て、又は委嘱する。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部員は、部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに<u>知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。</u></p> <p>(幹事)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 幹事は、県職員のうちから<u>知事が任命し、又は委嘱する。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。